

第30回秋田家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和5年10月10日（木）午後1時30分～午後3時00分

2 場所

秋田家庭裁判所第1小会議室

3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

赤坂薫、甲斐雄次、木村久仁子、工藤博昭、鈴木弘哉、須田広悦、原田由梨、
三浦進一、見米正

（説明者）

土屋首席家裁調査官、原田次席家裁調査官、山崎主任家裁調査官

（事務局）

熊谷事務局長、近野首席書記官、泉総務課長

4 議事

（1）開会宣言

（2）所長・新任委員挨拶

（3）委員長選出

委員長として見米委員が選出された。

（4）前回の委員会後の、同委員会のテーマである「成年後見制度の利用促進について」に関する取組状況について説明

（5）協議

議題「少年審判手続と教育的措置について」

ア 少年事件の流れ、最近の少年事件の特徴等について秋田家庭裁判所から説明した。

イ 教育的措置の内容、取組状況等について秋田家庭裁判所から説明した。

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回開催時期及び次回議題

令和6年1月又は2月頃に開催する。テーマについては事前に提示し、開催日は追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長、○は委員、□は説明者)

- ◎ 裁判所からの説明に対するご質問等があればうかがいたい。
- 教育的措置の具体的な取組例を紹介いただいたが、これらは秋田家裁独自の取組か。それとも他の家裁でも行っているものか。
- 使用済み切手整理活動は、他の家裁でも多く行っている。
- 公園清掃等は、どの程度の頻度で実施しているのか。
- 秋田家裁において公園清掃を実施したのは昨年度からであり、対象少年が多くなれば回数を増やすこともありうるが、現在は落葉の時期における年1回の実施としている。海岸清掃は年2回の実施を企画したのだが、天候が良くなかったため2回とも実施できず、使用済み切手整理活動に切り替えた。
- 少年には、どのような方法で参加を募っているのか。
- 調査官が、担当する少年に教育的措置を行うことで効果が見込まれる、あるいはそれが必要な機会であると考えた場合に、企画担当者に相談した上で対象者を選定しており、そのときどきで参加人数も変わる事となる。
- 教育的措置の対象としては、あまり非行の進んでいない、在宅事件の少年が主となるのか。
- 在宅事件のほか、試験観察中の少年に実施することもありうる。対象者の選定にあたっては、複数人が参加することを想定し、例えば集団行動が苦手な少年、粗暴傾向が強すぎる少年、共犯事案等は参加が難しいと思われるため、調査官において慎重に検討を行っている。
- 教育的措置は、一般のボランティア活動のように誰にでも紹介するものではなく、実施することにより効果があるか否か等を勘案して対象者を選定し、参加した様子を調査官が観察するなどの働きかけも行っている。選定の手順としては、調査官が少年と面談し、課題は何か、どのような活動に参加することで

効果が上がるか、何かのきっかけとなるか等を検討し、裁判官に相談する流れとなる。秋田家裁の実情としては、たまたま、少年、保護者を組として1組あるいは2組の参加であったが、全国的には、地域の実情によるものの、5組が一度に参加することもある。少年が一生懸命に清掃活動をしたり、宝探しのようにごみを集める姿を見て、参加した保護者が非常に驚くこともあり、少年友の会からの評価も受けている。

- かつて、社会奉仕活動の主流は老人ホームでの体験活動であったところ、コロナ禍により実施できなくなり、公園清掃等を取り入れた経緯があるが、実施した結果、コロナを気にしなくてよいし、体も動かせると好評であった。学校では問題児として扱われていた少年が、清掃活動に生き生きと取り組み、人の視線が怖いため社会に溶け込めないでいる少年が、活動が終わる頃には視線を上げ、皆と笑顔で感想を言い合うなど、成果も表れやすく、少年が変わるきっかけになったと感じている。
- ◎ 以前の老人ホームでの体験活動は、どのような効果があったのか。
- 少年の雰囲気が変わる、良いきっかけとなる活動であった。ある少年は、学校では人の視線を怖がっていたのだが、認知症の高齢者から可愛がられたり、笑顔で癒され、自分自身の良さや素直さを再発見したようであった。
- 知的障害や発達障害を持つ、あるいはそれらが懸念される少年が、審判手続の対象となることもあるのか。
- 明確に障害を持つと診断された少年もいれば、診断を受けないまま成長し、問題を起こしたことを契機に、調査官において障害の影響を疑い、医務室技官に相談したり、鑑別所に鑑別を行ってもらった事案もあった。
- そのような事案における教育的措置では、どのような配慮がされているか。
- 教育的措置に限ることではないが、面接時から、それぞれの少年の特性に合わせたコミュニケーションの方法をとるようにしている。同じプログラムを同じように実施して理解がされるとは限らないので、例えば視覚的な資料を多く

用いたり、実施の前に練習を行うこともある。

- 審判手続において、心理職はどのように関与しているか。
- 調査官が心理学等行動科学の専門知識を活かして関わっているが、調査官だけではなく、医務室技官のほか、療育センターや医療機関等と連携している。
- 審判手続中は、少年からスマホを取り上げることとなるのか。
- 学校が自らの判断で対処されることはあるが、家裁が取り上げることはない。ただ、保護者に面接し、それまでスマホをどのように使わせていたか等を振り返ってもらった上、今後しばらくはスマホを使わせないこととしたり、基本的にはロックをかけてスマホを使用禁止とし、保護者の目の前だけで使用を許すといった、保護者が少年にスマホの使用方法を変えさせたケースはある。また、補導委託による試験観察となり、指導してくれる職場や家庭に少年を預ける場合、その環境の中でスマホ使用のルールを設けたケースもある。
- 審判手続中に少年が身を置く状態としては、鑑別所において観護措置がされている場合と、在宅のままの場合がある。前者は、逮捕、勾留に引き続いて観護措置がされることが多く、スマホを含め私物は持てない。後者は、普段と同じ環境で生活をする中で面接や審判を受けることとなり、スマホを取り上げるなどもしないが、面接の間はスマホを使わないことや、普段の生活におけるスマホの使用方法等について指導をすることはある。
- スマホが使用できることにより、悪い友達との繋がりや、フェイクニュースや闇バイト等との接触が懸念されるものの、だからといってスマホを取り上げるのではなく、少年も保護者も一体となり、スマホを通して問題状況の改善に取り組むことも必要と考えるが、どうか。
- ご意見のとおり、スマホ使用の是非よりも、それがどこに繋がっているか、それをどのように改善していくかが課題となっている。事案により、少年及び保護者に、スマホのデータ消去の必要性を理解するよう指導することはあるが、消去するだけでは解決せず、問題のある繋がりから連絡が来た場合の対応

や、闇バイト等の危険性を深く理解することが重要な事案もある。このような点の問題意識を持ってもらった上で、家庭内におけるSNSの使い方等を指導することもある。

- ワークシートを用いた指導や、保健指導は、一人の少年に対して何回程度実施するのか。
- まず調査官が面接をする際に行い、その後、調査官から少年に、普段から抱えている悩みや人に言えないことを医務室技官に相談してみたらどうかと働きかけている。このように、面接の際と医務室技官への相談の際の2回の指導となるが、過去には、試験観察中の少年に、医務室と連携しながら継続的に指導した事案もあったと聞いており、事案次第と思われる。
- アンガーマネジメント等も同様か。
- 回数は事案によって異なる。処分を保留した上で継続的な指導を行う試験観察では、少年と一緒にワークをやりながら宿題を出し、次回に振り返りをし、新たな宿題を出すことを繰り返すことができる。ただ、面接回数に制約がある事案では、面接時にホームワークとして課題を与え、審判前に提出させて、審判時に再度働きかけを行うこともある。さらに、問題が深い事案では、児童相談所と連携をした上、少年に同所で指導を受けるよう動機付けをすることもあつるし、少年鑑別所がカウンセリングセンターとして相談を受け付けている法務少年支援センターを紹介し、少年が自主的に同センターを利用するよう勧めることもある。
- 調査中や審判中のみの教育的措置であれば、少年は、審判に良い影響が出ることのみを目的してしまうのではないか等の懸念を持っていたが、処分が決まった後、つまり家裁の目が届かなくなった後にも学んだことが活かされるよう指導がされていることが分かり、教育的措置の重要性が理解できた。
- 面接においては、できるだけ、少年が処分結果を意識して答えることのないよう配慮し、それまで生きづらかった理由や、困っている原因を共有するよう

努めている。処分決定後に他機関を紹介する場合でも、嫌がっているのに強制するということではなく、少年自身のためであることを理解してもらい、自主的に取り組むよう促している。

- 被害者の気持ちになって考えるよう指導しても、自分の方がもっと辛いなどと訴える少年が増えたように思われる。トラウマケアや、少年が加害行為に至ってしまった自分とどう向き合うかについて考えるよう働きかけることも、少年の指導において重要であると考えている。
- 本日の資料中に「SNS利用の留意（トラブル防止のためのネット行動・契約（SNSの投稿、ネットの買い物・申込み）の3つのステップ）」とあり、口頭説明もいただいたが、具体的内容をもう一度教えていただきたい。
- 立ち止まる、どうすればよいのか考える、困ったときは相談するの3つである。SNSによる問題を抱えた少年に限った内容ではないが、これらを考えながらワークに取り組むよう指導している。
- 3つのステップを設けたことによる効果は表れたか。
- 説明しただけで効果が表れるものではなく、少年自身において、SNSによる問題と繋がり続けていくとどうなるかを痛感することが重要であると考えている。また、保護者において、一緒に暮らしている少年がどのような画像を見て、何と繋がっているのか等を全く把握できていないケースもあり、放置することの危険性を理解させるよう取組を続けたい。
- ◎ 教育的措置は、少年だけではなく、保護者への働きかけも意識しているのか。
- 医務室技官による思春期講習は、少年のみの面接の方が効果が上がると考えているが、ケースにより保護者に同席してもらったこともある。また、発達障害の特性のある少年の事案では、少年の理解できているところ、理解できていないところ、理解させるにはどのような方法がとれるか等について保護者自身が把握することができるよう、ペアレントトレーニングとして面接や教育的措置において保護者に働きかけを行うことがある。

- 教育的措置として行っている交通事故やSNSの危険性等に関する指導は、学校等でも一定程度行われていると思われる。本日の説明を受け、家裁がそれらを行う意義はどこにあるのかを考えると、調査官が、少年が非行に至った原因や理由、家族関係、学校等を含む生活状況等といった背景事情を調査し、それらを踏まえて裁判官が処分を決定し、指導が行われるところが、家裁の教育的措置の特色ではないかと感じた。
- 裁判官の立場から、本日見学していただいた少年審判廷において、少年及び保護者から話を聞き、質問をし、理解を促すなどすることも教育的措置の一環であると考えている。1時間程度、短ければ30分程度の限られた時間ではあるが、日頃体験することのない緊張感のある空間で、少年には事件について振り返りをさせるなどし、保護者には非行原因等についてどのように考え、少年とどのような話をしたかなどの質問をする。中には、取り繕うような返答に終始し、ただやり過ごそうとしているように見受けられる少年もいるものの、少年の特性を理解し、それに沿った働きかけを行い、本当はこういう事情があったのに裁判官は理解してくれないなどと少年が感じることはないよう、少年の心情や、少年の認識する非行原因を正しく理解するよう心掛けている。少年自身が今後の生活や、人間関係、交友関係を改善しなければいけないことを自覚するよう、保護者が少年との関係を改善しなければ非行が繰り返されることを認識できるよう、今後も働きかけを続けていきたい。
- 弁護士の立場から、昔と今の少年事件の傾向等を比較すると、昔はいわゆるやんちゃな少年の、粗暴非行が多かった感があるが、今は、劣悪な家庭環境や経済環境を原因として自尊感情を持たず、自己中心的で、想像力が低下しているため他人のことをあまり考えられないといった少年が増えているように感じられる。このような傾向からすると、学校等で教育的措置に類似した指導を行っても、学校での指導に聞く耳を持たない、あるいはそもそも学校に登校しないために効果が上がらないといった状況が想像される。家裁が行う教育的措

置は丁寧に行われていると感じられ、その分手間がかかるであろうし、1回の教育的措置で必ず大きな効果が上がるものではないと思うが、大人が真摯に関わってくれること自体、少年に良い影響を与えるはずであり、今後も実施していただきたいと考えている。

- ◎ 少年事件は比較的年齢の若い裁判官が担当することが多いが、若い裁判官の方が少年の気持ちが理解しやすいといった傾向はあるか。
- 調査官としては、年齢面の影響は感じない。私の経験から、少年は、本当に自分のことを考えてくれているのか、単に言いたいことを言われているだけなのかについて、敏感に感じとっている。自戒を含め、自分の言いたいことだけを言いたい順番で伝えるのでは、少年は心を閉ざして適当な答えを述べるのみである。審判において、裁判官の、少年に何が起きているのかを一緒に考えようと努めている姿勢が少年に伝わった結果、それまで心を開くことのなかった少年の態度が大きく変わる場面を何度も見ており、そのような働きかけこそが少年に理解されるものであると感じている。
- 裁判官も調査官も、少年との関わり方としては言葉のやりとりが中心になるため、少年がどの程度理解できるのか等を見極めて、きちんと自分の考えを伝えることが重要であるし、このやりとりがスムーズにできると、少年への働きかけも効果が上がる。少年が話をしてくれない場面で、話してくれないことにこだわり過ぎて、かえって少年を構えさせてしまうなど、うまくいかないこともあるが、裁判官においても、少年がどの程度心情等を伝えてくれているのか、考えながら質問等を行っていると思われ、この点において年齢が大きく影響するものではないと感じている。能力的なものや特性による制約があり、言葉で表現することが苦手な少年もいるが、調査官として、そのような少年との間でも十分に意思疎通が行えるよう、他機関から知恵や技術を借りるなどして、働きかけの手法を検討していきたい。